

ウシ用インターフェロンアルファ経口投与剤（案）

1. 概要

(1) 品目名：ウシ用インターフェロンアルファ経口投与剤

商品名：ビムロン

(2) 用途：牛（1か月齢未満）におけるロタウイルス感染症による軽度下痢の発症日数の短縮、症状改善、増体量低減の改善

本剤は、有効成分として天然型のヒトインターフェロン - (BALL-1) を含む散剤であり、ヒトインターフェロン - 医療用医薬品（製剤原料）として既に承認されており、現在もヒトに使用されているものである。

(3) 有効成分：インターフェロンアルファ(BALL-1)原液

(4) 適用方法及び用量

1日1回、体重1kgあたり、2.5mg〔インターフェロンアルファ(BALL-1)として0.5国際単位〕を5日間経口投与する。

(5) 諸外国における使用状況

諸外国において、承認、使用されていない。

2. 残留試験結果

本製剤（ビムロン）については、残留性試験は実施されていないが、食品安全委員会における食品健康影響評価（案）においても、「本製剤が適切に使用される限りにおいて、ヒトが食品を通じて薬理活性を有するヒトインターフェロン - を摂取する可能性はほとんど無いと考えられる」と評価されている。

3. ADI の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成16年3月19日付厚生労働省発食安第0319001号により、食品安全委員会あて意見を求めたインターフェロンアルファに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価案が公表されている。

ウシ用インターフェロンアルファ経口投与剤（ビムロン）の主剤である天然型のヒトインターフェロン - は、臨床予定使用量の数億倍の用量でも急性毒性を認めない。また、各種の遺伝毒性試験、発生毒性試験の結果から、

遺伝毒性発がん性や催奇形性はないと認められる。

また、各種ほ乳類における本製剤の臨床予定使用量の数百万倍用量を経口投与された場合でも、糖蛋白質であるヒトインターフェロン- β が経口投与された場合速やかに分解されるため、血液中から薬理活性のある成分は検出されておらず、また、静脈中への強制投与試験から、動物体内への蓄積性も認められていない。このことから、本製剤が適切に使用される限りにおいて、ヒトが食品を通じて薬理活性を有するヒトインターフェロン- β を摂取する可能性はほとんど無いと考えられる。なお、本製剤の使用量はヒトの臨床用量の数百万分の一である。

これらのことを考慮すると、ウシ用インターフェロンアルファ経口投与剤（ビムロン）は、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4．残留基準の設定（案）

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。